

急速充電設備
燃料電池発電設備
① 変電設備 設置届出書
発電設備
蓄電池設備

(表)

②〇〇年〇〇月〇〇日					
岩見沢地区消防事務組合 様 ③届出者 住所 岩見沢市〇条〇丁目〇番地 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇					
防火対象物	所在地	④岩見沢市〇条〇丁目〇番地			
	名称	⑤〇〇ビル		用途	⑥工場
設置場所	構造	⑦鉄筋コンクリート造		場所	⑧ 屋内(1階)・屋外
	消防用設備等又は特殊消防用設備等	⑩消火器 〇〇型〇基	不燃区画	⑪有・無	換気設備
			⑨〇〇m ²		
届出設備	電圧	⑬〇〇〇〇V		全出力又は蓄電池容量	⑭ 〇〇〇〇 Kw kWh
	着工(予定)年月日	⑮〇〇年〇〇月〇〇日		竣工(予定)年月日	⑮〇〇年〇〇月〇〇日
	設備の概要	種別	⑯キュービクル式(屋内・屋外)・その他 ⑰〇〇〇〇会社 型式〇〇〇〇番 ※別紙参照		
主任技術者氏名	⑱ 総務課長 〇〇 〇〇				
工事施工者⑲	住所	岩見沢市〇条〇丁目〇番地		電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
	氏名	〇〇 〇〇			
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 電圧欄には、変電設備にあっては、一次電源と二次電源の双方を記入すること。
 4 全出力又は蓄電池容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては蓄電池容量(定格容量)を記入すること。
 5 届出設備の概要欄に書き込めない事項は別紙に転載して添付すること。
 6 ※印の欄は、記入しないこと。

様式8 (第8条関係)

※調査欄は記入しないこと。

調 査 欄

(裏)

調 査 年 月 日	年 月 日
調 査 員	職 氏 名
防火上支障の有無	
調査事項	
1 位置構造	
2 周囲の保有空間	
3 換気設備	
4 絶縁抵抗及び接地抵抗値	
5 消防用設備等	
6 標識その他	
備考	

届出説明

申請書等の名称	変電設備・急速充電設備・発電設備・燃料電池発電設備・蓄電池設備設置届出書
制度の概要	火災の発生を未然に防ぐための重要な届出であり、火災予防条例に基づき、これらの設備を設置し、又は変更しようとする際に、火災予防上の観点から消防機関へ提出が義務付けられています。
根拠法令	火災予防条例第63条
届出の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力 50kw 以下のものを除く。) ・ 急速充電設備(全出力 50kw 以下のものを除く。) ・ 燃料電池発電設備(火災予防条例第 14 条の 2 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。) ・ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの(火災予防条例第 19 条第 4 項に定めるものを除く。) ・ 蓄電池設備 (蓄電池容量が全出力 20kw 時以下のものを除く。)
届出者	<p>設備を設置しようとする者、位置又は構造を変更しようとする者 (施工業者ではありません。)</p> <p>※届出の主体は設置者であり、施工業者による代行は可能ですが、責任の所在は設置者にあります。</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付近見取図 (案内図) 等 ・ 各階の平面図 (電気設備、消防用設備等の位置を明記したもの) ・ 配管経路図 ・ 接地抵抗値、絶縁抵抗値試験表 ・ 設置する電気設備の仕様書 (キュービクルなど)
手数料	なし
その他	<p>2部提出</p> <p>設備の設置工事に着手する前に、あらかじめ届け出てください。</p>
郵送の可否	<p>可</p> <p>※副本等を返却する必要がある場合は、宛名を記入した返信用封筒に必要な金額の切手を貼付し、同封してください。</p>
メールの可否	<p>可</p> <p>※副本は返却されません。詳しくは電子申請のページをご確認ください。</p>
e-Gov の可否	<p>可</p> <p>※副本は返却されません。詳しくは電子申請のページをご確認ください。</p>
記入上の注意点	届出書を印刷する際は、A4判・両面印刷としてください。
受付窓口	<p>岩見沢消防署 岩見沢署予防係</p> <p>【〒068-0008 岩見沢市 8 条東 10 丁目 2 - 47</p> <p style="text-align: center;">岩見沢地区消防事務組合 岩見沢消防署 (庁舎 3 階)】</p> <p>岩見沢消防署 栗沢支署予防係</p> <p>【〒068-0123 岩見沢市 栗沢町 東本町 19】</p>

	<p>岩見沢消防署 北支署予防係 【〒068-1213 岩見沢市北村赤川 586-2】</p> <p>岩見沢消防署 月形支署予防係 【〒061-0500 樺戸郡月形町 1047-13】</p> <p>※火災出動等により、対応できない可能性がありますのでご了承ください。</p>
申請・問い合わせ先	<p>岩見沢消防署 岩見沢署予防係（岩見沢署管内） ☎0126-22-4380 ☒ifdyobou アットマーク city.iwamizawa.lg.jp</p> <p>岩見沢消防署 栗沢支署予防係（栗沢支署管内） ☎0126-45-2009 ☒kurisawa アットマーク city.iwamizawa.lg.jp</p> <p>岩見沢消防署 北支署予防係（北支署管内） ☎0126-56-2007 ☒kita アットマーク city.iwamizawa.lg.jp</p> <p>岩見沢消防署 月形支署予防係（月形支署管内） ☎0126-53-2154 ☒shobo アットマーク town.tsukigata.lg.jp</p> <p>※スパムメール防止のため、@をアットマークと表示しています。</p>